保護者の皆様

大津市福祉子ども部 幼保支援課

新型コロナウイルス感染症『緊急事態宣言』の解除に伴う 保育園・認定こども園等の利用についてのお知らせ

平素は、本市の保育行政にご理解とご協力を賜りありがとうございます。 さて、緊急事態宣言の発令に伴う保育園・認定こども園等の対応といたしま して、開所を継続する中で、家庭での保育が可能なご家庭におかれましては、 家庭保育へのご協力をお願いし、登園日数に応じて保育料を日割り計算するこ ととしておりますが、緊急事態宣言の解除により、この取り扱いを終了いたし ます。家庭保育による感染防止にご協力をいただいた保護者の皆様に、改めて お礼申し上げます。

なお、これまでと同様に、各自において衛生面にご注意いただくとともに、 園児の健康と安全を最優先に考え、園児及び送迎される方に発熱や風邪の症状 がみられるなど、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合は、各園へ 連絡のうえ、登園及び症状がみられる方の送迎を控えていただくようお願いし ます。さらに、園児や家族が医療機関を受診された場合は、その結果について、 また、濃厚接触者として特定される可能性がある場合においても、各園への連 絡をお願いします。

- 緊急事態宣言期間 令和3年8月27日~9月30日
- 家庭保育協力期間 令和3年8月27日~9月30日

## 【問合せ先】

- ○家庭保育協力に関すること 大津市福祉子ども部幼保支援課 電話 077-528-2806
- ○保育料に関すること大津市福祉子ども部保育幼稚園課電話 077-528-2746